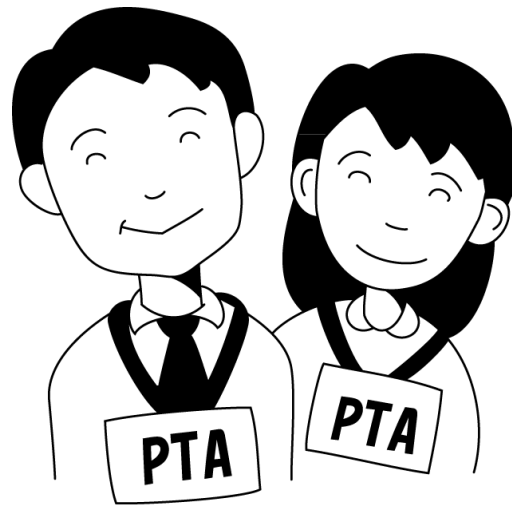
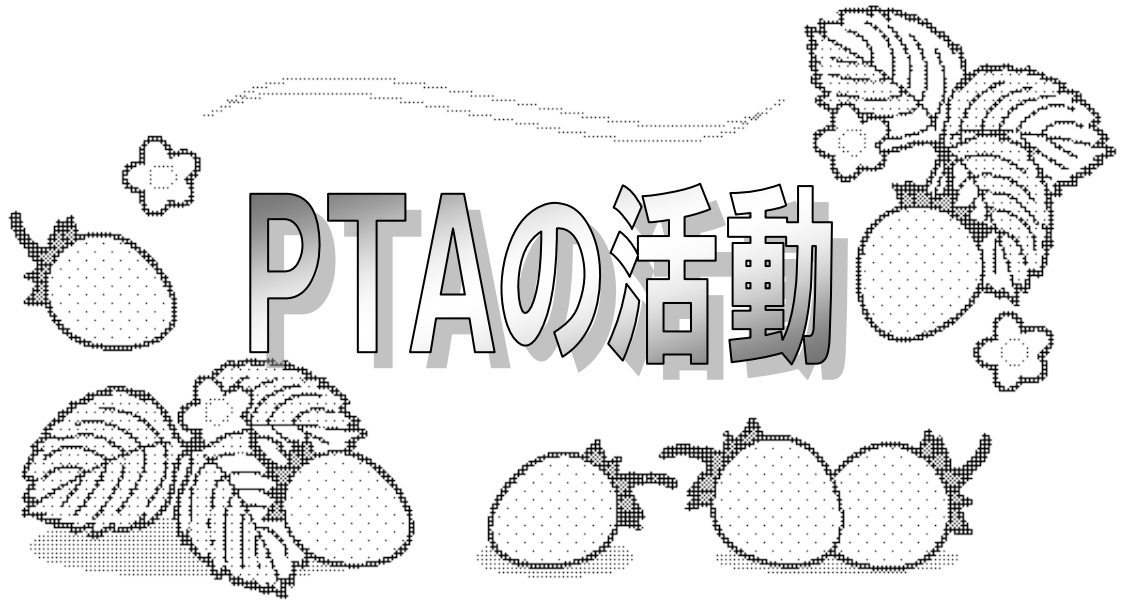


保存版



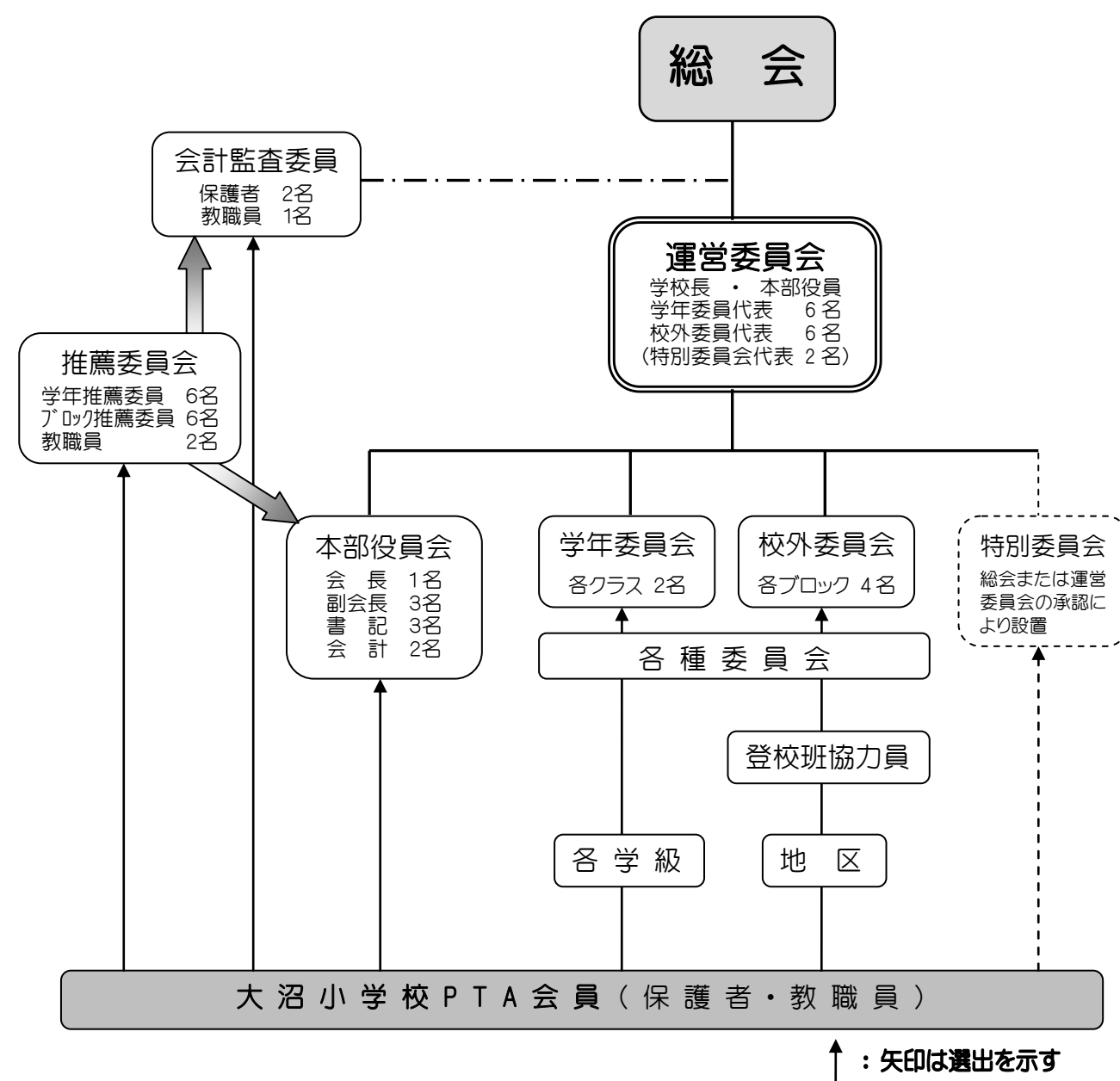
大沼小学校PTA

# こんにちは 大沼小学校PTA です!

本校PTAは、会員の皆様の協力により児童の健全な成長と福祉の増進をはかることを目的に活動しています。年間を通じ、各委員会による様々な行事や学校行事への協力も行っています。

家庭・学校・地域が力を合わせて、子どもたちにとって良い生活環境をつくっていきましょう。皆様のご理解とご協力よろしくお願いします。

## PTA 組織図



\* 選出方法・活動内容は **委員会の活動** (P.2)、地区ブロックについては **地域の活動** (P.4) をお読み下さい。

# 委員会の活動

## 1. 推薦委員会

### 【選出方法】

各学年1名ずつ、各ブロック1名ずつ、計12名で構成されます。

#### ①学年推薦委員(6名)

4月第1回目の学級懇談会において、各学級の中で推薦委員候補を1名ずつ選出し、学年ごとにその候補者が集まります。その中から各学年1名の推薦委員を決定します。

#### ②ブロック推薦委員(6名)

学区内を6つの地域に分けた1～6ブロックごとに1名ずつ選出します。

**※ 学年・ブロックの区別にかかわらず、1家庭1回の選出のみで、再任はしません。**

### 【活動内容】

- 1.PTAが、会員の意志に基づいて円滑に運営されるよう、本部役員候補並びに会計監査候補を推薦します。
- 2.この委員会は、独立した委員会です。
- 3.会長の委嘱を受け、5月頃に発足します。尚、推薦委員については、本部役員の仕事について知るために、運営委員会の審議を傍聴することができます。

## 2. 本部役員会

### 【選出方法】

推薦委員会により推薦を受け、総会の承認を得て任命されます。

### 【活動内容】

- 1.PTA活動全般の連絡・調整と事務・会計業務を行います。必要に応じ、学校行事へ協力します。
- 2.PTA会員の教養・親睦を高めるため、講習会等の企画運営をします。
- 3.運営委員会、PTA 活動の報告として、『PTA 便り』を発行します。
- 4.校外の PTA 関連機関への諸会合に出席します。

## 3. 学年委員会

### 【選出方法】

4月第1回目の学級懇談会において、各学級の中で2名を選出します。

各学年ごとに選出された委員が集まり、代表1名を選出します。その各学年の代表者1名が運営委員会のメンバーとなります。

### 【活動内容】

- 1.学級の連携をはかり、会員の意見や要望をまとめ、PTA活動にいかすように努めます。
- 2.学級から出された意見や要望は、学年委員会で協議し運営委員会に提案します。
- 3.例年、学年ごとに「交流会」を計画し、児童・保護者・先生との親睦を深めるよう努めています。また、学校給食を理解するために、1年生及び転入生の保護者を対象に「給食試食会」を開催しています。
- 4.«学年委員会報告»を作成し、委員会活動を運営委員会にて報告します。  
他に、学校行事・PTA 行事・PTA 会費集金などに協力します。

## 4. 校外委員会

### 【選出方法】

学区内を6つの地域に分けた1~6ブロックごとに4名ずつ選出します。  
各ブロックの中から代表1名を選出し、その各ブロックの代表者1名が運営委員会のメンバーとなります。

### 【活動内容】

- 1.地域との連携をはかり、児童の安全と地区環境の改善に努めます。
- 2.地域のお祭りや行事などのパトロールをします。
- 3.学校・PTAからの連絡を、PTA連絡網によりすみやかに伝えます。
- 4.登校班の活動が円滑に行えるよう、学校に協力をします。
- 5.歩道橋を渡り、通学する児童を持つ家庭については、歩道橋そばの横断歩道での旗振りについて協力依頼をします。(年3回程度)
- 6.«校外委員会報告»を作成し、委員会活動を運営委員会にて報告します。  
他に、学校行事・PTA行事などに協力します。
- 7.校外委員便り「ぬまっこやま」を発行し、交通安全・防犯などを呼びかけます。

## 5. 運営委員会 (年8回)

### 【選出方法】

学校長及び本部役員、学年委員代表6名、校外委員代表6名、計22名で構成されます。  
選出方法については、各委員会を参照。

### 【活動内容】

1. 総会に次ぐ議決機関として、PTAの活動について各委員会で話し合われた計画、意見、要望などの報告を受け、その内容について審議します。
- 2.運営委員会で決定したこと、提案されたことは、各委員会に持ち帰り正確に伝え話し合います。

\* 詳しくは PTA 定期総会資料に記載される『PTA規約』をお読み下さい。

# 地域の活動

## 1. 地域とブロック

次のとおり、学区内は、**13 地区**に分かれています。

PTAでは2～3地区ごとに**6 ブロック**に分けて活動しています。



\* 各ブロックから、校外委員4名・推薦委員1名を選出します。選出方法は **委員会の活動** (P.2～3)をお読み下さい。

## 2. 登校班

- 1.各地区は、数世帯ごとに登校班を構成し、班単位で一緒に登校します。
- 2.各班は、班長(児童)と登校班協力員(保護者)を各1名選び、安全に登校できるようにします。

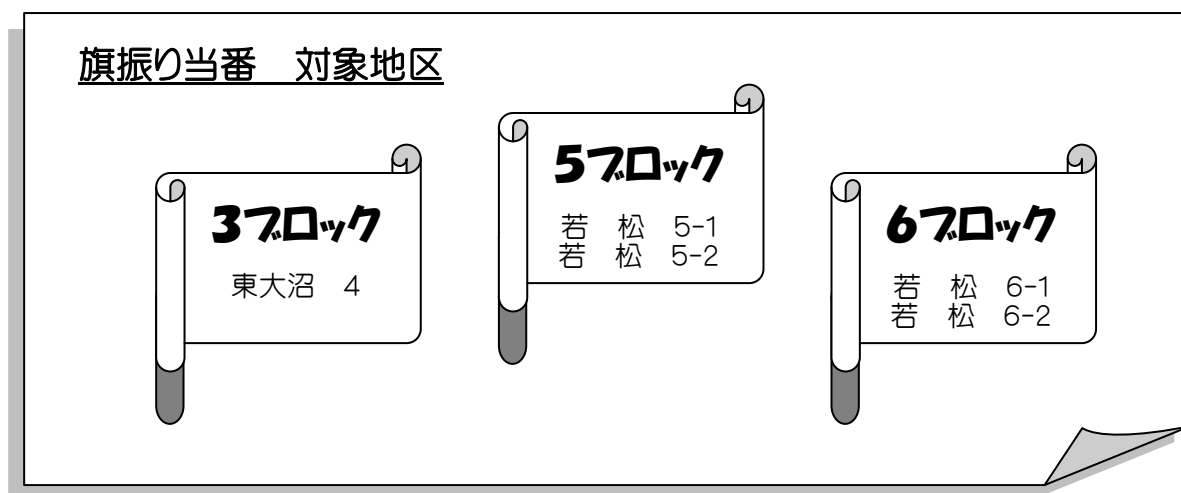
## 3. 登校班協力員

- 1.登校班協力員は、年2回(4月、1月)学校の**登校班協力員会**に出席し、学校との連携をはかり、児童の安全に努めます。
- 2.児童数の増減や班の構成に変更がある場合は、校外委員長と連絡をとり、学校へ報告します。
- 3.各ブロックの校外委員からの**PTA連絡網**による連絡事項を、自分の班員にすみやかに伝えます。(児童の引き取り訓練及びPTA集金の際にも使います。)

\* 連絡網は2種類あります。詳しくは **連絡網について** (P.6)をお読み下さい。

## 4. 旗振り当番について

通学に歩道橋を利用する地区では、児童が安全に登校できるよう、毎朝、保護者2名による旗振り当番をお願いしています。



★ 対象地区の保護者へは、校外委員会より、登校班協力員を通じて当番表が配布されます。

# 連絡網について

## 1. 連絡網

電話による連絡網には、全校児童にかかわる連絡と各学級内の児童にかかわる連絡網の2種類があります。

\*間違えないように注意し、PTA連絡網や学級連絡網の連絡の仕方を把握しておきましょう。

### PTA連絡網

★ 地区別・登校班内の連絡

緊急時を含め、学校・PTAから連絡事項がある場合

学 校 ⇒ PTA会長 ⇒ 校外委員長 ⇒ プック校外委員 ⇒ 登校班協力員 ⇒ 各家庭へ

(登校班員)

### 学級連絡網

★ 各学級で連絡事項がある場合

学級担任 ⇒ 各学級学年委員 ⇒ 各家庭へ

## 連絡網のまわし方

① PTA連絡網(地区別・登校班内の連絡)か学級連絡網(各学級の連絡事項)かを確認して下さい。

② 必ずメモを取りましょう。

③ 連絡を受けたら、その場ですぐに次の人に回して下さい。

次の人が留守の場合は、とばしてその次の人に回して下さい。

応対した人が連絡網のことを知らなかったり、子どもの場合も同様です。

④ 留守だった人には、留守番電話だけでなく、あとで必ず確認して下さい

**緊急を要する連絡もありますので、日頃から自分の前後の人と相談して、携帯番号を確認しあうなどして必ず連絡が取れるように心がけましょう。**

## 2. 大沼小グループメール

平日の昼間は電話が繋がらない場合が多いので、相模原市の安全・安心メールを使って「大沼小学校からの緊急情報」を発信し、情報伝達を補っています。まだ登録をされていない方はぜひ登録をお願いします。登録のしかたは、学校の方へお問い合わせください。

# そ の 他

## 1. PTA会費について

児童数にかかわらず、一世帯につき月額200円です。

前期(1,200円)・後期(1,200円)に分けて集金します。(集金日は前期6月、後期11月です。)尚、転出の際には、月数に応じて返金致します。

\* 詳しくは『PTA会費の納入に関する取扱要領』(P.8)をお読み下さい。

## 2. 保護者証について

防犯上、また、保護者同士の親睦を図るために保護者証の着用を実施しています。

入学後に配布しますので、来校の際には、必ず着用していただきますようお願い致します。

## 3. 各種ボランティアについて

PTAでは、必要に応じて、PTA活動や学校行事への協力を行うボランティアを募っています。募集は、開催前に募集内容を記載したお知らせを各家庭に配布します。

子どもたちにとって良い学校生活環境をつくっていくために、たくさんの保護者のご参加とご協力をお願いします。

【募集実績】 ※( )は募集時期

- ・ぬまっこ見守り隊(通年)
- ・ベルマーク集計(各学期1回)
- ・運動会校内パトロール(運動会開催日)
- ・大鶴飾り付け(卒業式前)



## P T A会費の納入に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、相模原市立大沼小学校P T A規約第5条、第6条に規定する「会費」の納入について必要な事項を定めるものとする。

### (納入単位)

第2条 P T A会費（以下、「会費」という。）の納入単位は、保護者は児童の数にかかわらずその属する世帯を単位とし、教職員は個人を単位として規約に定める金額を納入することとする。

### (納入時期)

第3条 会費の納入は6月（4月分から9月分）及び10月（10月分から翌年3月分）とし、納入日は当該月内において会長が定める。

### (納入方法)

第4条 前条において会長が定めた日に現金で納入する。

2 前項の日に納入が困難な場合にはすみやかに納入する。

### (入退会月の取り扱い)

第5条 入会日の属する月及び退会日の属する月の会費は納入の義務を負う。

### (入退会月に関するみなし規定)

第6条 長期休暇（春休み、夏休み及び冬休み）中の入会については、新学期より入会したものとみなす。

### (途中退会者の納入に関する特例)

第7条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、第3条の規定により定められた納入日に在籍しない会員は、当該納入月分の会費を納入する義務を負わない。

### (途中退会者の会費の還付)

第8条 途中退会にかかる納入済の会費については、別に定める様式により還付請求をすることができる。

2 前項の規定により還付請求がされた会費はすみやかに還付しなければならない。

3 前項の規定による還付金は現金により支払うこととする。

この要領は平成19年5月24日から施行する。